

# 大野郡三重郷の地頭新田陸奥守について

—『豊後国図田帳考証』の考証—

渡辺澄夫

澄

夫

弘安八年（一二八五）の「豊後国図田帳」の大野郡の条に、

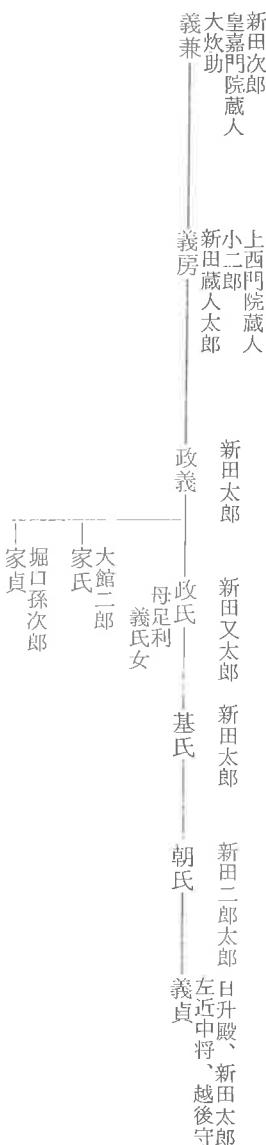
三重郷百八十町 新田陸奥守殿

とみえる。この新田陸奥守については、後藤碩田は、「図田帳考証」に、

按に新田家系ハ世に所知にして、新田大炊介義重入道上西子二郎大炊介義兼五代孫新田太郎基氏陸奥守なるべし、母ハ左近大輔秀時女云々、○下略

と述べ、新田基氏にあてている。

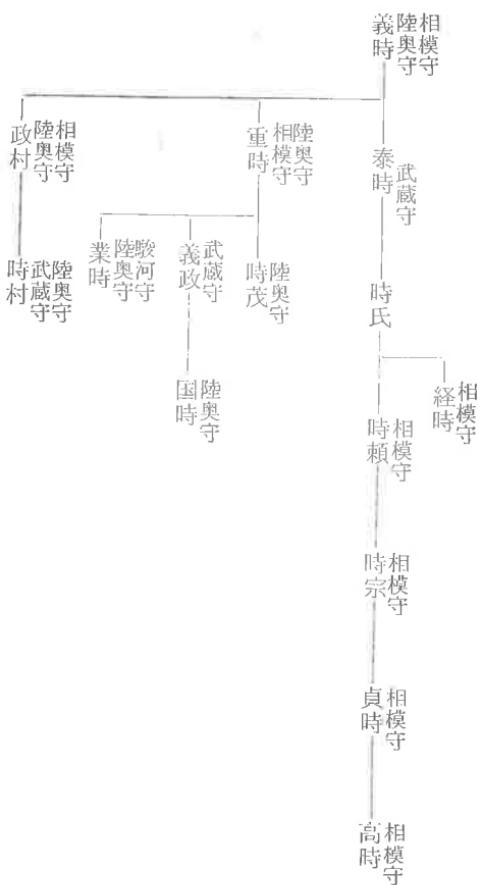
そこで試みに『尊卑分脈』によつて、新田氏の系図をみると、



の通りであって、基氏はもちろん、義兼以後新田氏で陸奥守になつたものは全くいないのである。基氏の孫が義貞で、建武中  
費の恩賞によつて越後守に補任され、これから一族で受領となるものがあらわれる。つまり義貞以前に、新田氏は受領となる  
ような豪族ではなく、名国司に任せられた事実もなさそうである。そのような関東地方の武士が、豊後国に地頭職をもつこと  
は、あり得ないことのように思われる。

## 二、

鎌倉時代に、陸奥守に任せられるものは、北条一門が多い。北条一門でも得宗家や、庶家で執権となるものは、相模守を先  
途とするものが多かつた。陸奥守は義時以後は、重時・政村以下の庶流に固定したようである。



では、「図田帳」の弘安八年（一二八五）ころの陸奥守は、事定上誰であったであろうか。「関東評定伝」によれば、北条時村が文永八年七月八日に陸奥守に任せられ、弘安五年七月十四日に守を止め、八月廿三日に武藏守に任せられている。陸奥守には同日付をもつて、評定衆五番引付頭である秋田城介藤原泰盛が任せられて城介を兼帶したが、十月に城介は息男宗景に譲つている。藤原泰盛の陸奥守は弘安七年（一二八四）も続き、同年四月出家して覚真とした。同年八月八日連署の北条駿河守業時が陸奥守に任せられているので（「北条九代記」下），泰盛は辞任したのであろうか。

北条業時は、弘安十年六月廿六日陸奥守を帯したまま卒したので（前同）弘安八年当時の陸奥守は彼であったことになる。ではこの業時が、三重郷の地頭職を帯していくのであろうか。

### 三、

北条業時が新田陸奥守と記される条件は全くなく、たとえ後の誤写としても、新田と誤られるような原因となるものがない。「図田帳」の新田陸奥守は、当時陸奥守であった北条業時でないことだけは、ほぼ確実であると考えてよからう。

ではこれをいかなる人に比定すべきかといえば、私は前記の秋田城介藤原泰盛その人であると断じたい。その理由は、次の通りである。

第一、泰盛は弘安八年十一月十七日、著名な霜月騒動により、北条氏から滅ぼされた。図田帳の注進は九月晦日であるから、それから四十七日目に殺されたことになる。ところが、「北条九代記」（「続群書類從」）には、

今年十一月十七日申時、城陸奥入道覚真一族悉被誅、

とあり、「帝王編年記」（「新訂増補国史」）にも、

城入道貞覺（マニシヤウジヤク）<sub>城介義景長子</sub>陸奥守泰盛 一門、同時被誅、

と見え、なおいすれも泰盛を陸奥守と記している。陸奥守が同時に二人いたはずはないから、あるいはこれまでの通称に従つたものか、ないしは前司を略したものであろう。いずれにしても、弘安八年九月晦日注進の「図田帳」に、泰盛を陸奥守と記

していても、それは決して不合理ではないのである。

第二、新田の「田」と、秋田の「田」が一致する。第三、しかも「新」と「秋」の草書は極めて類似する。「秋」字を「新」字に誤って写し、諸写本が「秋田」を「新田」と誤って今日に伝えたことは、どこにもあり得る極めて自然な過程であると考えられる。

#### 四、

秋田（安達）泰盛の女は執権北条時宗の妻となり、その所生が貞時である。こうした関係から、泰盛は時宗のころから幕政の中心人物となり、文永九（一二七二）年から同十一（一二七四）年ごろまでの間に肥後守護職に任せられ、弘安四（一二八一）年の蒙古再来の後まで在職し、同八年の霜月騒動まで続いたようである（相田二郎著、「蒙」古襲来の研究）。彼は評定衆五番引付頭人の重職を帯していたから、自身は下向せず、守護代として子息盛宗が代り、肥後国御家人を統率して軍功をあげんでいる（竹崎季長絵）。このような安達氏と九州との関係からすれば、泰盛が三重郷地頭職を帯していたことは、決して不自然ではない。その補任の時期については、今後の検討を要するが、肥後国守護職補任と同時か、あるいは文永蒙古合戦の恩賞としてであるかも知れない。三重郷の本地頭が誰であったか、それが泰盛の所帶となつた経緯等については一切不明で、今後の研究にまつ以外はない。

泰盛の三重郷地頭職は、彼の敗死の時まで続いたものと思われる。その跡職が問題であるが、やはり没収されて有功の将士に宛行われたであろう。今その人名を比定することは出来ないが、南北朝期貞治三（一三六四）年の大友氏時所領注進状に（書）大友文三重郷が見えることからすれば、あるいは守護大友頼泰に恩給されたのではないかとも思われる。ただしこれは弘安八（一二八五）年から八〇年も経過した後のことであるから、この間の検討が今後の問題として残されている。